

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
41	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市市長

公表日

令和8年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費に関する事務
②事務の概要	【評価対象事務全体の概要】 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療給付に関する事務 小児慢性特定疾病医療費の支給の申請の受理、小児慢性特定疾病医療費の支給の認定、小児慢性特定疾病治療研究事業台帳の整備、小児慢性特定疾病医療費の支給、小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の受理、小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定、小児慢性特定疾病医療費支給認定の取り消し、日常生活用具の給付 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 - 小児慢性特定疾病医療費の支給 児童福祉法に基づき支援が必要とされる児童の保護者に対して、小児慢性特定疾病の治療に要する医療費のうち、健康保険負担分、所得に応じた自己負担分を除いた残りを支給するもの。 - 小児慢性特定疾病医療費給付台帳の整備 小児慢性特定疾病児童等の医療費給付台帳の整備をするもの。 - 小児慢性特定疾病日常生活用具の給付 小児慢性特定疾病児の日常生活に便宜を図ることを目的とし、小児慢性特定疾病児に日常生活用具を給付するもの。 【Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務】 - 情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 - 住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 - 住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	福祉C系システム、システム連携基盤、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	- 番号法第9条第1項 別表の8の項 - 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項、80の項、125の項、158の項、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
②所属長の役職名	母子保健担当課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・ こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2450 ・ 総務企画局コンプライアンス・情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 電話番号: 044-200-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2450
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [☐] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき、特定個人情報を入手しているので、目的外の入手が行われることはない。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ①部署)	こども支援部こども保健福祉課	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名)	こども保健福祉課長	母子保健担当課長	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	こども支援部こども保健福祉課	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当)	総務企画局コンプライアンス・情報管理部行政情報課(情報公開担当)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先)	こども支援部こども保健福祉課	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	表紙	川崎市長	神奈川県川崎市長	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	I 3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1 第7の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表の8の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の9の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の26の項、56の2の項、87の項、120の項	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項、80の項、125の項、158の項、161の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	2023/4/1	2024/6/1	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	II しいき値判断項目 2 取扱人数 いつの時点の計数か	2023/4/1	2024/6/1	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	II しいき値判断項目 3 重大事故	発生なし	発生あり	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	IVリスク対策 9監査 実施の有無	自己点検 内部監査 外部監査	自己点検 外部監査	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更または当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和7年3月27日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業	[]	[十分である]	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	右記を記載	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[]	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	[]	[十分である]	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅳリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	右記を記載	対象者からの申請に基づき、特定個人情報を入力しているため、目的外の入手が行われることはない。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年12月26日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 一つの時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年12月26日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱人数 一つの時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年12月26日	Ⅱしきい値判断項目 3重大事故	発生あり	発生なし	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月30日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要)	(評価対象事務全体の概要) 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療給付に関する事務 小児慢性特定疾病医療費の支給の申請の受理、小児慢性特定疾病医療費の支給の認定、小児慢性特定疾病治療研究事業台帳の整備、小児慢性特定疾病医療費の支給、小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の受理、小児慢性特定疾病医療費支給認定の取り消し、日常生活用具の給付 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 小児慢性特定疾病医療費の支給 児童福祉法に基づき支援が必要とされる児童の保護者に対して、小児慢性特定疾病の治療に要する医療費のうち、健康保険負担分、所得に応じた自己負担分を除いた残りを支給するもの。 2. 小児慢性特定疾病医療費給付台帳の整備 小児慢性特定疾病児童等の医療費給付台帳の整備をするもの。 3. 小児慢性特定疾病日常生活用具の給付 小児慢性特定疾病児の日常生活に便宜を図ることを目的とし、小児慢性特定疾病児に日常生活用具を給付するもの。	【評価対象事務全体の概要】 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療給付に関する事務 小児慢性特定疾病医療費の支給の申請の受理、小児慢性特定疾病医療費の支給の認定、小児慢性特定疾病治療研究事業台帳の整備、小児慢性特定疾病医療費の支給、小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の受理、小児慢性特定疾病医療費支給認定の取り消し、日常生活用具の給付 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 小児慢性特定疾病医療費の支給 児童福祉法に基づき支援が必要とされる児童の保護者に対して、小児慢性特定疾病の治療に要する医療費のうち、健康保険負担分、所得に応じた自己負担分を除いた残りを支給するもの。 2. 小児慢性特定疾病医療費給付台帳の整備 小児慢性特定疾病児童等の医療費給付台帳の整備をするもの。 3. 小児慢性特定疾病日常生活用具の給付 小児慢性特定疾病児の日常生活に便宜を図ることを目的とし、小児慢性特定疾病児に日常生活用具を給付するもの。 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務】 1. 情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 2. 住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 3. 住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和8年9月30日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称)	福祉総合情報システム(二次)、システム連携基盤、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	福祉C系システム、システム連携基盤、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和8年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 一つの時点の計数か	令和7年12月1日時点	令和8年7月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱人数 一つの時点の計数か	令和7年12月1日時点	令和8年7月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない